

# 「医療施設内包括機械保険制度」のご案内

(医療施設内機械設備包括契約特約条項セット機械保険)

## ご 案 内

### 歯科診療所経営防衛のために！

昨今の医療の高度化に伴い、先生方みなさまの医療施設内にある医療機器はかなり高額化しております。また、冷暖房設備、電気設備や給排水設備などの機械設備が数多く設置されております。

誤操作等によりこれら医療機器や機械設備に事故が生じると、思わぬ出費がかさんでしまうことが十分に考えられます。

上記の事情をふまえ、万一の事故に備えた、医療施設内にある医療機器や機械設備を包括的にカバーする「医療施設内包括機械保険制度」を採用しております。団体募集により一般でご加入されますより割安にてご加入できる等のメリットがあります。

本制度の特色・内容を十分ご理解のうえぜひご加入されますようおすすめします。



**保 険 期 間**

2024年6月1日午後4時から1年間

**申 込 締 切 日**

2024年4月22日

**保険契約者 鹿児島県歯科医師協同組合**

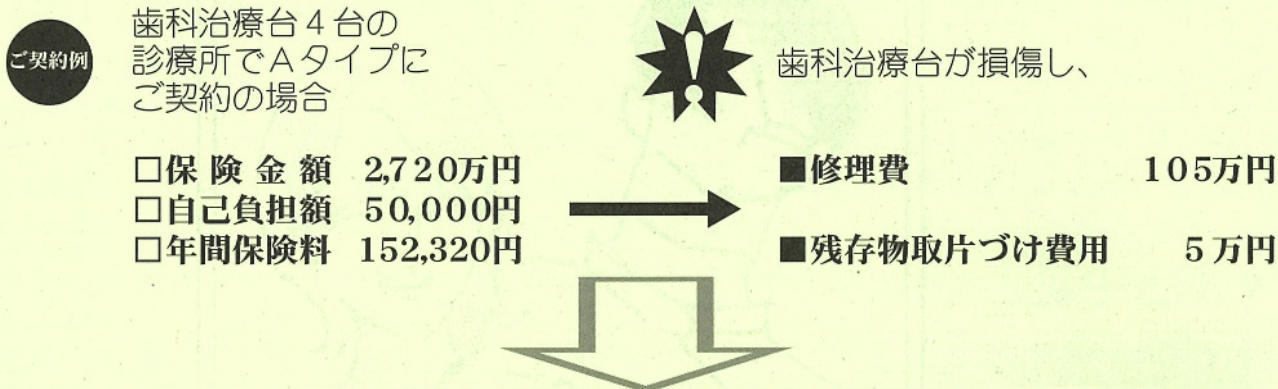
# 本制度の特色

- ① 医療施設内のほとんどの機械設備が対象  
医療施設内のほとんどの機械設備が対象となりますので、保険のつけ忘れがありません。
- ② 万全なカバー  
火災保険と合わせてご契約いただければ、ほとんどすべての事故に対して万全となります。  

機械保険では火災による損害（これらの消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。）についてはお支払いできませんので火災保険とセットでご加入いただきますようお願いいたします。
- ③ 万一の際は、修理費実額をお支払いします  
万一事故の場合は、実際にかかった費用から自己負担額を差し引いて保険金をお支払いします。
- ④ 保険料は全額損金処理  
お支払いいただく保険料は、全額損金処理 できます。

(\*）今後、法改正により変更になる可能性があります。また、実際の税務処理につきましては、税理士にご確認ください。

# 保険料とお支払いする保険金例



次の2種類の保険金をお支払いします！

<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">損害保険金</p> <p style="text-align: center;">修理費から自己負担額 5 万円を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">100万円</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: 0.8em;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1. 損害保険金</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">= 損害額 ×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保険金額(ご契約金額)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">÷</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保険価額(新調達価額)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自己負担額(免責金額)</div> </div> <p style="font-size: 0.7em;">※保険金額が限度になります。</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">残存物取片づけ 費用保険金</p> <p style="text-align: center;">実費をお支払いします。 ただし損害保険金の 6 % 限度</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">5万円</p>
---	---

お支払いする保険金の合計 105万円

- 損害額には修理のために必要な分解費、組立費、運賃、運転調整諸掛り、復旧を急いだため要した特別費用（国際間航空輸送料を除きます。）および必要・有益な損害防止費用を含みます。
- 修理のために部品の交換がおこなわれた場合でも新しい部品を取付けたことによる価値の増加分は損害額から控除しません。
- 修理のため保険の目的以外の壁などを取り壊した場合にはその修復に要した費用も 1 回の事故につき 300 万円の範囲内でお支払いします。

# 補償内容について

## 保険金をお支払いする主な場合

- 従業員の取扱上の不注意、誤操作などによる事故
- 折損、亀裂、分解飛散などの機械的事故
- 他物の衝突、落下による事故
- 落雷および冷害、氷害、凍結等の事故
- ショート、スパーク、過電流などの電气的事故
- 化学反応による爆発による事故

など

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）、事業場責任者の故意、重大な過失または法令違反による事故
- 戦争、外国からの武力行使、革命、内乱等による損害
- 暴動・騒じょうによる損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- 暴風、洪水、高潮、河川の氾濫、土砂崩れ等による損害
- 火災
- 盗難
- 腐食、さび、浸食に起因してその部分に生じた損害
- 日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化による損害
- メーカーなどの納入者が保証する損害

など

上記は主なものです。ご不明な点がございましたら取扱代理店までご連絡ください。

## 主な事故例

### ●過去における事故例

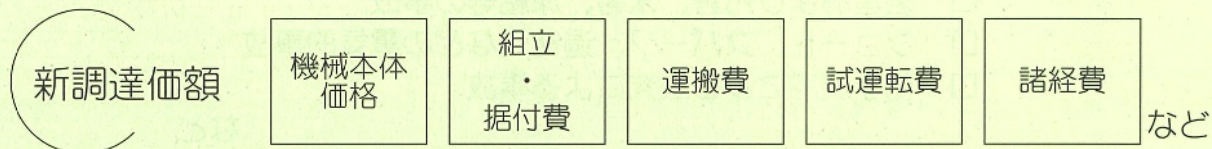
機種	損害額	事故状況
全身用コンピュータ 断層撮影装置	292万円	操作誤りによる破損
頭部X線スキャナ	334万円	トロードバブル不良で、電圧、電流制御不完全により各種制御系基板損傷
X線透視撮影台	900万円	操作中患者の寝台の角度をかえたところ、踏み台が床と装置の間にはさまり寝台、起倒軸などが変形
コンピュータ	36万円	落雷による損傷
給水ポンプ	20万円	ポンプ内の水の凍結のためケーシングが亀裂、破損
変圧器	40万円	コイルの絶縁不良により焦損
コンプレッサー	273万円	荷物運搬中、コンプレッサーに衝突し、除湿機機能低下により各病室へ酸素を送る配管、人工呼吸器を損傷
エレベータ	270万円	屋上より雨水が入り込み、電気部品がショート

(損保ジャパン保険金支払いデータより)

# 保険金額の目安と保険料

本制度の対象となる機械・設備を新たに調達するために必要な費用(新調達価額)を、保険金額として設定いただきます。具体的には次のようなものが含まれます。

※保険金額を正確に判断するために資産台帳等の資料を見せていただくことがあります。



リース物件を保険の目的に含める場合には、それらの新調達価額もご算入いただきます。なお、リース物件を含める場合には、リース業者を被保険者に含める必要があります。

AタイプとBタイプの相違点は自己負担額になります。

## Aタイプ [自己負担額 50(千円)]

〈保険期間1年・一括払〉

歯科診療台ユニット数	保険金額(千円)	料率	年間保険料(円)	自己負担額(千円)
1台	17,000	5.60	95,200	50
2台	20,400	5.60	114,240	50
3台	23,800	5.60	133,280	50
4台	27,200	5.60	152,320	50
5台	30,600	5.60	171,360	50
6台	34,000	5.60	190,400	50
7台	37,300	5.60	208,880	50
8台	40,700	5.60	227,920	50
9台	44,100	5.60	246,960	50
10台	47,500	5.60	266,000	50

〔注〕 上記の価額の中には、常用自家発電設備等の価額は含まれておりません。本制度の対象とする場合は、別途その価額を加算する必要があります。

## Bタイプ [自己負担額 100(千円)]

〈保険期間1年・一括払〉

歯科診療台ユニット数	保険金額(千円)	料率	年間保険料(円)	自己負担額(千円)
1台	17,000	5.00	85,000	100
2台	20,400	5.00	102,000	100
3台	23,800	5.00	119,000	100
4台	27,200	5.00	136,000	100
5台	30,600	5.00	153,000	100
6台	34,000	5.00	170,000	100
7台	37,300	5.00	186,500	100
8台	40,700	5.00	203,500	100
9台	44,100	5.00	220,500	100
10台	47,500	5.00	237,500	100

- 保険金額は、新調達価額に不足しないようにお決めください。保険金額が新調達価額を下回っておりますと損害額の全額をお支払いできない場合があります。
- 保険金額を新調達価額を超えて決めた場合、その超過分については保険金のお支払いができません。
- 他の保険契約がある場合には、必ずお申し出ください。保険金額は、他の保険契約とあわせて新調達価額に不足しないようにお決めください。

# 本制度の対象となる主な機械設備

本制度の対象となる主な機械設備は次のとおりです。

歯科治療用機器	情報処理装置 事務用機器	空調・電気・給 排水・衛生設備	厨房機械設備
歯科用ユニット 歯科治療台 歯科用X線装置 超音波歯石除去装置 マイオモニター手術台 など	据付型パソコン コピー機 など	温風暖房機 エアコン ユニットクーラ 給排水設備 消火設備 など	調理用機械設備 食器洗浄消毒設備 冷蔵庫 冷凍庫 湯沸かし器 など

[注1] 次のものは、本保険の対象になりませんのでご注意ください。

- ボイラ(別個の保険の目的として扱い、個別契約方式による引受けまたはボイラ保険による引受けとします。)
  - 蒸気タービン装置、ガスタービン発電機、ディーゼルエンジン発電機、ガスエンジン発電機等の常用自家発電設備(別個の保険の目的として扱い、個別契約方式による引受けまたはターボセット保険による引受けとします。)
  - コンクリート製・陶磁器製(磚子、磚管を除きます。)  
●ゴム製・布製・ガラス製・プラスチック製の機器または器具
  - 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
  - X線管球
  - 鉗子、メス、聴診器、注射器等の器具類
  - 可搬式、移動式の事務用機器
  - バキューム装置付属のモータ
  - 歯科用診療台ユニットのホース
  - 上記に類する切削工具、消耗品
- (注) 医療機器、ビル機械設備であっても保険の対象とならないものがあります。詳しくは、普通保険約款および特約条項をご覧ください。

[注2] 常用自家発電設備は、お申し出により保険の対象とすることができます。

[注3] ボイラは、別途ボイラ保険でお引受けさせていただきます。

## 募集について

加入資格(加入対象者) 鹿児島県歯科医師協同組合組合員

被保険者 鹿児島県歯科医師協同組合組合員

加入申込締切日 2024年4月22日

保険期間 2024年6月1日午後4時から1年間

加入方法 締切日前までに、加入依頼書(別添資料①)に必要事項を記入し、鹿児島県歯科医師協同組合まで送付またはFAXさせていただきます。

送付先

鹿児島県歯科医師協同組合

住所 : 鹿児島県鹿児島市照国町 13-15  
 TEL : 099-222-6982  
 FAX : 099-226-3353  
 担当 : 有馬

ご加入後 加入者カードを各先生方に損保ジャパンから送付します。

大切に保管してください。なお、1か月経過しても届かない場合は損保ジャパンまでご照会ください。

保険料引去り 歯科医師会提出口座(5月引き落とし)から引去りします。

お問い合わせ先

引受保険会社

損害保険ジャパン(株)鹿児島支店法人支社

〒890-0053 鹿児島市中央町 11 番地 TEL 099-812-7504 (受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)

取扱代理店

(有)ケーディーエー

〒892-0841 鹿児島市照国町 13-15 TEL 099-222-6982

(受付時間: 平日午前8時30分から午後5時30分まで、土曜日午前8時30分から午後0時30分まで)

### ●代理店の役割

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

### ●次のような場合には事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

- ・保険金額等ご契約内容を変更される場合
  - ・この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合
  - ・保険の対象となっている機械設備を他人に譲渡される場合
  - ・保険の対象となっている機械設備の用途または仕様を変更される場合 など
- ご連絡のないまま万一事故を起こされた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

# 万一事故にあわれたら

- ・事故が起きた場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ・保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが求めるものをご提出ください。

	必要となる書類	必要書類の例
<1>	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 等
<2>	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
<3>	新調価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	修理見積書、写真、検収書、図面(写)、取扱説明書、被害品詳細書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、損益計算書、復旧通知書 等
<4>	保険の対象であることが確認できる書類	固定資産課税台帳登録事項証明書、売買契約書(写)、保証書 等
<5>	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 等
<6>	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 等
<7>	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 等

- ・上記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

## ●事故が起きた場合

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。  
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

# 0120-727-110

### 【受付時間】

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間  
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

## その他のご説明事項

- ・保険契約の際には、加入依頼書の記載事項について誤りがないかご確認ください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合があります。
- ・保険契約にご加入の際には、ご加入されるご本人がご署名・ご捺印ください。
- ・保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

### <告知事項>

- (1) 保険の対象(名称・型式・品質・数量)
- (2) 保管場所(所在地・名称・用途)
- (3) 他の保険契約等
- ・保険契約締結の際告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・保険契約締結後、通知事項が発生する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。ご通知や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

### <通知事項>

- (1) 保険の対象の保管場所の変更
- (2) 保険の対象を収容する建物の構造または用途の変更
- (3) その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(※)の発生
- (※)他の保険契約等に関する事実を除きます。
- ・通知事項以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめご連絡ください。ただし、保険の対象の譲渡や、ご契約者の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なくご連絡ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

### ●重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

### ●個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

- 「医療施設内包括機械保険」は、機械保険普通保険約款に医療施設内機械設備包括契約特約をセットしたものです。

- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について

営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

- ご加入者以外に対象となる方(被保険者)がいいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

[ナビダイヤル]0570-022808(通話料有料)

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sompo.or.jp/)

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、4ページに記載の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 2024年度「医療施設内包括機械保険」加入申込書

2024年度「医療施設内包括機械保険」に下記の通り申し込みます。

加入申込日 年 月 日	保険期間 2024年6月1日午後4時から 2025年6月1日午後4時まで
加入者名 ⑩	医療施設名称 (加入者名と異なる時のみ記入)
加入者住所 電話番号 ( )	医療施設住所 (加入者住所と異なる時のみ記入)

所有歯科診療台 ユニット数	保険金額	タイプ	保険料
台	千円		円

**申込締切：4月22日(月)**

※本申込用紙を下記まで送付またはFAXにてお願いいたします。

鹿児島県歯科医師協同組合

鹿児島市照国町13-15

TEL 099-222-6982

FAX 099-226-3353

担当 有馬

# 医療施設内包括機械保険 料率改定のお知らせ

医療施設内包括機械保険の保険料率が改定となります。

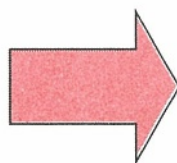
## 【改定内容】

### ○ 保険料率の改定

近年における自然災害の多発および診療機器の高額化により、全国の歯科医師会（鹿児島県歯科医師会含む）において、医療施設内包括機械保険の保険金支払が増加しており、従来どおりの保険料率ではお引受が困難な状況となっていることから、やむを得ず、2024年6月1日のご契約より保険料率の改定をさせていただくこととなりましたので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、ご契約タイプごとの具体的な料率変更については、下記をご参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

現在のご契約		
タイプ	免責金額	料率
A	50 千円	4.37%
B	100 千円	3.97%



変更後のご契約		
タイプ	免責金額	料率
A	50 千円	5.60%
B	100 千円	5.00%

### ○改定時期

2024年6月1日

\*ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

## 【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

鹿児島支店 法人支社

〒890-0053 鹿児島市中央町 11

TEL 099-812-7504 FAX 099-251-1025

## 【取扱代理店】

有限会社ケーディーエー

〒892-0841 鹿児島市照国町 13-15

TEL 099-222-6982 FAX 099-226-3353